

## 会 議 録

会議名	第2回 山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成25年12月9日(月) 10時～12時
開催場所	市役所3階 大会議室A
出席者	尾崎燎子委員、河口レイ子委員、塩田賢二委員、田中剛男委員、 信次満知子委員、平田武委員、藤村嘉彦委員、宮本政志委員、 吉川邦男委員
欠席者	伊藤博夫委員
説明者	議会事務局長 古川博三、議会事務局次長 清水 保
事務局等	人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、人事課人事係長 山本満康
会議次第	議題 (1) 追加諮問(市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業 管理者の退職手当の額について) (2) 市議会議員の活動状況について (3) 市議会議員の議員報酬の額について (4) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給 料の額及び退職手当の額について
会議内容	○事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会に関する規則第5条第 3項の規定により会議が成立することを報告 【事務局】 議題にあるとおり市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道 事業管理者の退職手当の額について追加諮問させていただきますの で、給料の額と合わせてよろしくお願ひしたい。 【委員】 事務局から追加諮問がされた。よろしいか。 【全員】 了解。 【事務局】 まず、市議会議員の活動状況について、議会事務局に説明させる。 【議会事務局】 議員の活動状況については、本会議や委員会における審議、また

その報告会、懇談会等についての説明とさせていただく。議員の活動はそれ以外にも多岐にわたるが、公務以外のことは説明しかねるので、ご留意いただきたい。

- ・本会議や委員会における審議だけでなく、平成 24 年 4 月施行の山陽小野田市議会基本条例に基づき、以前と比べ活発に活動（議会報告会、市民懇談会、政策討論会、自治会懇談会等）
- ・常任委員会とは別に横断的な事案、その時々的事案、特に必要な事案等は特別委員会を設置（審議回数は増加）
- ・議員報酬とは別に政務活動費があるが、研究研修、調査、資料図書等の購入、広報活動等に充て HP でも公表
- ・以前は執行部提案のものを審議することが中心であったが、議会の機能向上を図るため、監視機能、政策立案機能、情報発信・収集機能等の向上に努めている。
- ・議会の責任において議員定数や議員報酬についても検討・提言

**【委員】**

議会事務局からの説明に質疑はないか。

**【委員】**

議会機能向上特別委員会において議員報酬が検討・提言されているが、内容を教えていただきたい。

**【議会事務局】**

このことは既に報告しており、内容は次のとおり。

「本市議会の議員報酬は一般議員で月額 37 万円であるが、現在約 24.812%カットされている。議会機能を向上させるためには、各世代から議員が選出されることが望ましいが、若い世代が議員を志さない大きな理由の一つに報酬の削減があると考えられる。したがって、議会機能を向上させるためには、報酬削減を廃止すべきである。」

**【委員】**

政務活動費に領収書の添付はされているのか。

**【議会事務局】**

当然、添付してもらい、政務活動費に該当するか否かを確認し支出。監査委員のチェックも受けている。

**【委員】**

議員は非常勤なのか。

**【議会事務局】**

非常勤の特別職である。

**【委員】**

市長には退職金があるが、議員にはない。議員報酬にはそれも加味する必要があるように感じるが。

**【議会事務局】**

非常勤であるから退職金はないが、以前は議員年金があった。しかし、それも廃止された。それらを加味するか否かは、事務局では答えかねるが、全国的な議論を見ると、将来、何らかのものが検討されるかもしれない。

**【委員】**

報道等の議論では、議員報酬は、生活給ではないのではないかという意見が大半だが、最近では生活給に値するのではないかという意見も出始めている。議員がこれだけ活動している状況を考えれば、生活給のように感じるがいかがか。

**【議会事務局】**

お答えしかねる。

**【委員】**

他の自治体で若い人が仕事を辞め立候補し議員になったが、議員報酬が安く生活できないからと議員を途中で辞めたという事例がある。先程から説明を聞いていると、委員会の回数も増え、報告会や懇談会もあり、常勤に近い公務日数にもなるのでは。少なくとも議員をすることで生活が成り立つ必要があると感じる。

**【委員】**

議員の中で、仕事がある人と議員だけされている人の割合は。

**【議会事務局】**

はっきりとした人数は把握していないが、他の仕事を持っておられるのが数名。平均年齢が 61、62 歳だと思うので、定年されている方が多いように感じる。

**【委員】**

以前、調べたのですが、改選前の 24 名の時は、会社経営者が 7 名、団体役員が 2 名、無職が 15 名。年齢別では 30 代 1 名、40 代 1 名、50 代が 11 名、60 代が 10 名となっている。

**【議会事務局】**

60 歳以下で無職の方は、党や団体の役員であったり、主婦であったりと、議員報酬だけで生活されている方はおられないと思われる。

**【委員】**

議員によって活動した日数が異なると思うが、多い少ないどれくらい違うのか。

**【議会事務局】**

先程配付した資料でみると、議会報告会は全議員が3班に分かれて分担し全議員参加、市民懇談会は内容に応じて所管委員会の議員が参加、政策討論会は全議員が参加、自治会懇談会は地域担当別で必ず全議員がいずれかの開催に参加、また、今回設置した広報広聴特別委員会は3分の2の議員が参加ということになっており、議員によって濃淡はあまりない。

**【委員】**

前回の審議会で出たのだが、会期中以外の出務手当の2,000円について説明していただきたい。

**【議会事務局】**

数十年前からあるもので、閉会中の委員会等に出席された際に支出している手当。昔はどここの市にもあったが、今は本市だけ。他市では開会中、閉会中に関わらず距離等に応じた実費を弁償している。

**【委員】**

報告会や懇談会に出席した際も出務手当が支払われるのか。

**【議会事務局】**

支払っていない。

**【委員】**

報告会や懇談会は、1回がどれくらいの時間なのか。

**【議会事務局】**

1時間半から2時間程度。

**【委員】**

議員が地元の要望や支援団体からの要望を受け、それを市政に反映させるといった活動については把握していないのか。

**【議会事務局】**

だれがどれだけ活動しているのかは把握していない。

**【委員】**

自治会懇談会は、議員が自発的に行っているものか。

**【議会事務局】**

議会報告会や政策討論会は議会が能動的に実施しているが、自治会懇談会は自治会からの要望により議会が出向いて行ったもの、受動的に実施したものである。

**【委員】**

以上で議会事務局からの説明、質疑応答は終了する。

～ 休憩 ～

**【委員】**

新たに配付された資料について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

今回配付した資料に基づき説明

- ・ 合併後の決算状況、財政状況等を説明
- ・ 平成 23 年度の審議会の事務局発言「補助金等の市民サービスを回復」について説明
- ・ 議員の期末手当について説明
- ・ 出務手当と実費弁償について説明
- ・ 職員の人件費及び民間賃金の推移について説明
- ・ 宇部市の答申書及び審議内容について宇部市の公表資料に基づき説明
- ・ 現行の給料額及び議員報酬額、カット率を変更した場合の試算値、県内市及び類似団体比較について説明
- ・ 市長等の退職手当について説明

**【委員】**

質問はないか。

**【委員】**

議員の期末手当については、支給しても支給しなくてもよいということか。

**【事務局】**

法的にはそうだが、支給していない団体は見受けられない。

**【委員】**

合併後の 1 回目の審議会では、民間企業にならって財政状況が悪いのだから議員の期末手当をカットしようという考え方で現行のカットが始まったもの。議員の期末手当を支給しないということはできないから月額報酬をカットすることになった。

そもそも議員の期末手当について支給しなくても法的には問題ないのであれば、月額報酬をカットする必要もなかったのでは。

ただ、他の団体も議員の期末手当を払っていないのであれば難しいのかもしれないが。

**【事務局】**

日本ではボーナスというのが一般的にあるので、議員の期末手当の支給を廃止するとなると、心理的な痛手となる。結局、その分、

年間の収入を削減する方向で議論されたのだと思われる。

**【委員】**

資料①の「自治体議会議員の新たな位置づけ」の「1 現行の公費支給制度」の「(1) 報酬について」に、

『地方自治法第 203 条にいう報酬は、常勤職の給与とは異なり、提供した役務の対価であると解される。

<中略> 月額で支給することができる。

<中略> また、期末手当についても、<中略>本来支給するものではないが、支給できるとされており、実際に支給されているのが実態である。こうしたことから、議員に対する報酬の性格と議員の身分取り扱いとの関係が不明確になっている。』

とあり、これが全国的な常識となっているということで良いか。

**【事務局】**

そうである。

**【委員】**

2 年前の審議会では、議員に期末手当を支給しないということではできない、と事務局から説明されている。

**【委員】**

仕事を持っている議員とそうでない議員がいるが、それぞれの報酬とをどう考えていくか難しいが、人によって分ける訳にはいかない。ただし、大前提として常勤職員の給与とは違うと明確に書かれているので、それを基本に考える必要があるかもしれない。

**【委員】**

前回、市長の「選ばれた人の給料（報酬）を減らすことはまずいと誰かから言われた」という発言があったが、例えば、カットを戻したり、カット率を下げたりしても財政上は問題がないのか。

**【事務局】**

削減してきたものを戻せば、その分の支出が増えることになるので、問題がない訳ではない。

**【委員】**

今回配付された財政状況に関する参考資料で、人件費の削減幅が大きいですが、逆に扶助費は増加しており、今後も増えることが見込まれるとあった。人件費についてはどこまで増やせるものか。

**【事務局】**

職員給与のカットについては、平成 26 年度は廃止することとしているが、人件費が 1 億増えたからと言って、収入も 1 億増えるという訳ではない。どこまで増やせるかということの説明するのは非

常に難しい。

ただ市長は、合併後 7 年、8 年、あらゆるカットを続けてきて、そろそろ見直すことが必要であると考えておられる。特別職の報酬については、この審議会で答申された内容をそのまま反映させる意向である。

**【委員】**

報酬審議会は、額がいくらと金額を決めるというよりは、その額が水準として妥当かどうかを審議すべきだと思う。

本来、民主主義は、多種多様な人の意見が反映される必要があるが、報酬が少ないから、志を持って市のために頑張ろうという若く意欲のある人の芽を摘んでいる。議員が市のため市民のため頑張っているか否かの評価は、市民がしっかり見れば良い。それを考えれば、最低でも現行のカットは無くした方が良いと考える。

それと財政状況の関係だが、例えば本市の倍の人口規模の防府市と生活保護費は同じくらいの額、ゴミのリサイクル率は県下でも非常に悪い。市民が甘えているように感じる。歳出削減のため市民がもっと努力すべきだと思う。

市の全体予算からすれば、市長、議員、職員のカットが無くなったからと言って右往左往するものではない。もっと市民に責任というか、義務を果たしてもらおうよう、違う観点から今回の審議会の答申に導いていただければと思う。

**【委員】**

ご意見ありがとうございます。

この審議会は、何回開催してもよいのか。

**【事務局】**

開催時期が遅くなって申し訳ないが、最終的に、来年度の予算へ反映させる必要があり、遅くとも 1 月中旬までには答申していただきたい。

**【委員】**

では、次回の会議日程を決めたい。

**【事務局】**

12 月 25 日から 27 日までの間で調整をお願いします。

**【委員】**

次回、第 3 回は、12 月 25 日の午後 14 時から開催する。